平成２４年（フ）第７号
佐賀県唐津市肥前町切木乙560番地１　切木市営住宅２－４号
債務者　松尾　　善
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１２１号
宮崎市清武町加納甲1426番地47
債務者　飯田　直江（旧姓東）
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９号
福島県いわき市好間町榊小屋字小畑129番地
債務者　大谷　悦子
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第９０号
富山市千石町二丁目６番４―203号　ダイアパレス千石町
債務者　塚谷るり子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
富山市上大久保499番地１　礪波繁信方、住民票上の住所富山市上二杉64番地14
債務者　石田　　愛
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
富山県滑川市中野島2562番地１　ラ・ソレイユＡ201
債務者　小林　秀幸
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
富山県滑川市中野島2562番地１　ラ・ソレイユＡ201
債務者　小林　理恵
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
富山市四方785番地
債務者　インテリアクリエイトＳＵＮ’Ｓこと三個　忠之
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０号
福島県東白川郡棚倉町大字岡田字入沢21番地
債務者　生方　康祐
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
名古屋市中区千代田２丁目19番20号　トーカンマンション鶴舞506号　梶原方、住民票上の住所名古屋市中区千代田２丁目19番20号トーカンマンション鶴舞506号
債務者　芳永　斐江
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６号
熊本市北区楡木２丁目10番６号　後藤荘Ｂ―105
債務者　砂月　直子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７号
北海道岩見沢市７条西７丁目17番地、申立時の住所北海道岩見沢市幌向北２条５丁目75番地
債務者　村嶋　浩二
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７３号
北海道虻田郡洞爺湖町本町14番地３
債務者　佐々木絹江
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
山形県鶴岡市湯野浜２丁目11番20号
債務者　樺山　純大
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１６１号
茨城県ひたちなか市東大島４丁目16番18号　斉藤住宅
債務者　山口　雅彦
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅２棟２Ｆ３号
債務者　菅野　順一
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
群馬県館林市諏訪町1422番地の２　マンションブローム―104
債務者　松井　　聡
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
前橋地方裁判所太田支部